## 船橋市防災MCA無線携帯型無線機運用要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市防災MCA無線管理運用規程で定める防災MCA 無線のうち、携帯型無線機(携帯による使用方法を主とする無線設備をいう。 以下同じ。)の運用等に関し、船橋市防災MCA無線管理運用要綱に定める もののほか、必要な事項を定める。

(配備)

- 第2条 携帯型無線機の配備は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 災害対策本部員等
  - (2)配備が必要と認められる市施設・防災関係機関等
  - (3)前各号により配備した携帯型無線機以外の携帯型無線機は、防災主管課に備える。

(保守点検等の費用負担)

- 第3条 次に掲げる費用は、市の負担とする。
  - (1)保守点検に要する費用(充電池を含む。)
  - (2)修理に要する費用
  - (3) その他、費用の負担が適当とするもの

(通信の維持等)

- 第4条 第2条の規定により携帯型無線機の配備を受けた者、市施設・防災関係機関等(以下、「携帯型無線機設置者」という。)は、常に通信可能な状態を保つよう努めるものとする。
- 2 携帯型無線機の動作に要する電力料金は、携帯型無線機設置者において負担するものとする。

(携帯型無線機の返還等)

- 第5条 携帯型無線機設置者は、携帯型無線機を配備する必要がなくなったときは、速やかに市(防災主管課)に返還する。
- 2 災害対策本部員等は、大規模災害により非常参集する場合は、携帯型無線 機を携行し、参集するものとする。

附則

この要領は、平成22年2月18日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。